

# 税の申告に利用できる証明

国民健康保険税・介護保険料・  
後期高齢者医療保険料

□座振替を利用している人

納付額通知書

納付書で納めている人

令和5年中の領収印がある領収

証書または納付額通知書

年金から特別徴収されている人

公的年金の源泉徴収票（1月中

旬から下旬にかけて順次郵送）

または納付額通知書

※納付額通知書は1月19日（金）に郵

送済

## 国民年金保険料

令和5年中に納付した国民年金

保険料控除証明書（令和5年10月

26日～11月上旬に日本年金機構か

ら郵送済）

※初めて保険料を納付した日が昨年

10月3日以降の人は、2月上旬

に郵送

## 固定資産税（不動産収入がある人）

令和5年度固定資産税・都市計画

税の課税明細書

領収証書などを紛失した人へ

領収証書や課税明細書を紛失し

たときは、納付額通知書などを市

役所で交付します（国民年金保険

料を除く）。

## ●問い合わせ先

◇市県民税と申告

市税課市民税担当

☎（580）1828

◇国民健康保険税・介護保険料・

後期高齢者医療保険料の納付額

納税課納税管理担当

☎（580）1832

◇固定資産税

市税課固定資産税担当

☎（580）1829

◇国民年金保険料

日本年金機構

☎0570（003）004

南福岡年金事務所

☎（552）6112

# 市役所での確定申告について

次の全てに当てはまる人は、市役所でも申告を受け付けます。

## ●対象者

◇70歳以上（令和6年1月1日時点）

◇所得が次のいずれか

①公的年金のみ②給与のみ③公

的年金と給与のみ

※70歳以上であっても、次のいずれ

かの所得がある人は、市役所では

受け付けできません。

◇報酬に係る雑所得（シルバー人

材センターなど）

◇保険契約による個人年金に係る

雑所得

◇保険契約の満期や解約に伴う一

時所得

◇上場株式等の配当所得や譲渡所得

●期間 2月16日（金）～29日（土）

日曜日、祝日を除く）

●時間 午前9時～午後3時半

●会場 市役所新館4階 427会議室

## ●確定申告が不要な人

次の全てに当てはまる人は、確定申告は不要です。

◇公的年金等の収入金額が400万円以下

◇公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

## 確定申告は、自宅からe-Taxで送信！

スマートフォン・パソコンで自宅から確定申告を作成・送信できます。

作成コーナー

検索

